

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）
DC（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 令和8（2026）年度、与党税制改正大綱について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

自由民主党と日本維新の会は、2025年12月19日、「令和8年度税制改正大綱」（※）を正式決定しました。

同大綱では、「第二 令和8年度税制改正の具体的内容」「第三 検討事項」として、以下のとおり示されております。

（本メルマガでは、企業年金制度に関する箇所を抜粋しています。）

※「令和8年度税制改正大綱」（自由民主党 HP）

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

<第二 令和8年度税制改正の具体的内容>

一 個人所得課税

5 その他

（5）公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。

①給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

②その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

（「令和8年度税制改正大綱」59ページより抜粋）

三 法人課税

5 その他の租税特別措置等

[延長]

(6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

(「令和8年度税制改正大綱」108ページより抜粋)

<第三 検討事項>

1. 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

(「令和8年度税制改正大綱」150ページより抜粋)

これを受けて、政府は近く税制改正大綱を閣議決定のうえ、2026年1月に召集される次期通常国会に、関連法案を提出する予定とされています。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部

TEL :03-5533-5572

E-mail:kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202512-170-0372-D